Keio Associated Repository of Academic resouces

	ory of Academic resouces										
Title	阮朝嗣徳帝の土匪對策と黒旗軍										
Sub Title	Counter-Bandit policy of Emperor Tu-Duc (嗣徳帝) of Nguyen Dynasty (阮朝)										
Author	大澤, 一雄(Osawa, Kazuo)										
Publisher	三田史学会										
Publication year	1961										
Jtitle	史学 Vol.33, No.2 (1961. 2) ,p.73(195)- 92(214)										
JaLC DOI											
Abstract	It is known that French forces were repeatedly defeated by the so-called "Black Flags" led by Liu Yung-fu during Sino-French war (1884 ~ 5). This article treats of Tu-Duc's policy to control bandits, which made possible to connect Liu Yung-fu with Nguyen and Ching governments. Liu Yung-fu was originally the leader of a branch of riots having been active along the border of Kwangsi during Taiping-Revolution and driven to Viet-nam by pressure of governmental troops of Ching Dynasty; he was also an intruder, a common enemy both for China and for Viet-nam. He, however, was obliged to be confronted by French forces when they reached Tongking after having conqured Cochinchina. Moreover he was threatened by Jean, Dupuis, French marchant, who made use of the Red River as a navigable route to Yunnan. Because Liu Yung-fu's main baseLao-Kaisituated in the basin of the River. The fact that his hostile rival "Yellow-Flags" allied themselves with French forces drove him rapidly to join Nguyen Dynasty. On the other hand, Tu Due assumed a conciliatory attitude to these bandits after he had failed in driving them away from his dominion. He wanted to let them fight against the French, giving them official ranks, permitting to settle down in his land, offering money and grains, admitting them to charge customs and so forth. Thus Liu Yung-fu and Nguyen authorities co-operated togather for their common interest. Huang Tso-yen, the mediator between Tu Due and Liu Yung-fu, was originally the responsible commander for suppressing bandits. He utilized the "black-Flags" to control other bandits and French forces. The relation between Liu Yung-fu and Huang Tso-yen gradually grew worse, becaue of latters discontent with rewards. Finally Liu Yung-fu disregarded the orders from Huang Tso-yen, but he had no confidence in standing on his own feet. When China began to consider the defence against French influence over Sino-Vietnamese border and dispatched Tang Ching-sung, Lui Yung-fu found a chance to ally himself with Ching Dynasty. Fol										
Notes											
Genre	Journal Article										
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19610200-0073										

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

阮朝嗣德帝の土匪對策と黑旗軍

ハ 澤 ー 雌

の事實である。 國主義國家フランスの脅威に直接さらされ、更に、この方面に、フランスが、大きい權益をもつ端著を開いた事は周 一八八四年に勃發した清佛戰爭によつて、中國は、その藩屬國である越南を失ない、以后、中國の西南國境地帶は帝 知

れは世界歴史の上において、又とない奇聞である。」とさえ極言している。 た譯ではなく、その敗因は、寧ろ淸朝當局者の勢力爭いに起因する一貫性のない敗北主義外交にあつたと思われる。 しかし、この戰爭の經過を考察してみると、陸上戰鬪において、淸朝の軍隊はフランス軍に對して一方的劣勢に終始し 胡濱は、「満清政府の外交は、李鴻章の指導のもとに、軍事的勝利を、却つて、不平等條約の調印と取り換えた。こ

地帶における中國の地位を維持する爲に有効」な働きをしのが、劉永福によつて卒いられた黑旗軍であつた事は異論(3) に對する反擊が、或る程度の戰果を擧げ得たとするならば、H.B.Morse の指摘している通り「廣西・雲南の南部國境 李鴻章の敗北義的外交が、清朝の越南喪失を早めた事は疑いのないところであるが、陸戰において、 清朝のフランス

阮朝嗣徳帝の土匪對策と黑旗軍

(一九五) 七三

ないところと思われる。

南に對しては、招かれずして越境侵入して來た土匪という關係にあつた。 しかし、 この黑旗軍は、元來清朝の正規軍ではなく、天地會の殘黨であり、 却つて、 清朝宮軍の對稱であり、 叉

けてフランスに對抗したと云う事は、甚だ理解に苦しむ現象と云わなくてはならない。 この樣に、清朝及び阮朝政府に對して土匪軍にしかすぎなかつた黑旗軍が、後に、これ等兩國政府の期待と援助を受

の成立の契機をなしたと思われる、當時越南に君臨していた阮朝四代目の嗣德帝の土匪對策を考察してみたいと思う。 何故、この樣な三者(=清朝・阮朝・黑旗軍) の複雑な關係が成立可能であつたかという點を明らかにするために、そ

- (1) 清佛戰爭中の清の外交政策の混亂を、湘系、准系の兩軍閥の勢力爭いによつて說明する意見は、中華人民共和國成立后の中國史 學界の大勢であり、 の例は、その代表的なものである、 范文瀾の「中國近代史上編」第一分冊(二四〇頁~二四一頁)、胡濱の「賣國賊李鴻章」 (五二頁~五六頁)等
- 2 胡濱「賣國賊李鴻章」五九頁、丁名楠他著「帝國主義侵華史」第一卷二六一頁參照
- 3 H.B. Morse: The International Relations of the Chinese Empire, Vol. II. p. 348, 1918

__

境地帶の治安維持は阮朝にとつて重大なる關心事となつた。 年)に、 に又、清越國境地帶の少數民族の土匪等が蟠居して害を爲してをり、 當時、 太平天國の亂が廣西に勃發すると、 越南には第一代皇帝嘉隆帝に亡ぼされた西山の賊の残黨、 その混亂に乘じて越南に侵入する清人土匪は急激にその數を増し、 嘗つて、阮氏と覇を競つた北圻の鄭氏の殘黨、 水匪の跳梁も甚しかつたが、一八五〇年 (嗣德三 清越國 さら

年のそれは、八三・九%減になつてをり、安徽省の七縣に關する統計においても、 變動に就いて論究されているが、その研究によると江蘇の溧水縣の人口は亂前、一七七五年の人口に對して、一八七四 二%、最高のそれは、廣德の八三・三%になつている。 Ping-ti Ho は、その近著 Studies on the Population of China 1368∼1953 に於て、太平天國の亂中の人口の 最低の人口減少率が、應山の四〇

る軍事的人口、市民的人口の兩面に亙る屠殺によつて顯著であつた。」 「これ等の戰亂(大平天國及び捻軍の亂)は、現代の戰爭倫理によつては、 想像することが、 困難な程の規模におけ

史上、屢々見られるところでもある。 たろう事は想像に難くないところで、その人口の一部が越南に侵入した事は充分に考えられ、又、その例は、中國の歴 と著者は云われているが、咸豐・同治・光緒と、特に搾取の甚だしかた廣西における人口の減少が、著しいものであつと著者は云われているが、咸豐・同治・光緒と、特に搾取の甚だしかた廣西における人口の減少が、著しいものであつ

のも、 阮朝の實錄である大南寔錄に、 一八五〇年前後である。 「清地の逸匪」、「清地の股匪」、「清地の饑氏」の入越を記す記錄が頻出する樣になる

り行きであるが、以下夫々の對策の例を分類し、 たという記錄もあり、清人に對して傳統的に寬容であつた阮朝も、何等かの處置を講ぜざる得なくなつたのは當然の成 嗣徳四年(=一八五一年)五月には、一度に約七千人が、又翌月の六月には、約六千人が大擧して國境地帶を擾掠と 武力掃 嗣德帝の土匪對策を略述し、更に劉永福との關係に及びたいと思う。

とその成果もなかつた譯ではないが、 武力掃討は、最も直接的、かつ効果的な方式であるので、嗣徳帝治世の初期には相當積極的に採用され、 土匪が組織的、 計畫的に行動する樣になると官軍は屢々敗北を喫し、 寔錄による

阮朝嗣徳帝の土匪對策と黑旗軍

「力戰不敵」とか「與之攻失利」等の記錄が屢々あらわれて來て、この武力掃討方式は、全體的にみて大勢を決するに

この方式の失敗は、用兵の巧拙、又は經濟面からも説明し得るであろうが、その原因の最大のものは、越南將兵の戰

意喪失であろう。

足る効果を擧げ得なかつた。

嗣徳帝が兵部に對して

「清國の兵、遠來して何ぞ病むもの多からざる。 即ち、 匪黨亦能く久しく住む。

我兵、係りて是れ風土の人なり。反つて多病を謂う。 用うる能わざるなり。豈、理ならんや。彼の兵、勇鋭此の

如し。我兵何ぞ愧奮せざる。」

方官の左の上奏も、この帝の言を裏付けている。 と言つているのは、病に籍口して戰鬪を回避せんとする越南兵の怯懦を指摘したものといい得るであろうし、又、地

「轄地(=新化)、地遠く、瘴深し。附戍の兵多く逋逃あり。」

この樣な狀態に對して、嗣德二十三年春正月には、在京の兵部統掌、在外の督撫等に詔し、平日は演習につとめ、 忠

有る者は在伍別派を分たず各、輕重に隨い賑給し、常例に拘らざれ。」と命じている。

義を教へ、畏怯心を無からしめ、「才藝衆に出ずる者有らば弁卒に拘らず題奏優賞し、

溺劣怠情なる者は嚴懲し、疾苦

は逃亡月數を勘按して每月十緡の割で罰錢を科し、 又、嗣德二十八年十二月には。「北圻逃兵罰例」を定め、逃亡一回の者は罰錢十緡、逃亡久しくして自首しない者に 逃亡兵が罰錢に應じられぬ場合は總里が賠償の責に件ずる事を規定

している。

しかし、これらの對策も、 越南兵士の戰意を振起するに足らず嗣德三十一年十月に再び帝は「北兵率ね怯惰多き」(3) を

以って之を諭さざるを得なかった。

軍の兵士のみに、忠義と敢鬪を期待することが無理であり、武力掃討の限度も自ら明らかであつたと云うべきであろう。 結局、賭博・アヘン・酒・娼妓の弊害の甚しかつた當時の越南社會一般の風朝の中で、旣に政治力の缺如した阮朝官(5)

口、清朝軍隊との共同作戦

土匪を生擒した場合にも、その身柄を淸の官衙に引渡すべく照會する等協力的態度を示しているが、太平天國土匪を生擒した場合にも、その身柄を淸の官衙に引渡すべく照會する等協力的態度を示しているが、太平天國 阮朝は清の藩屬國である關係を幸いとして嗣帝治世の初期から清に對する出兵要請をなしてをり、又、阮朝が清地の 清朝に越南派兵の余裕はなかつた。 、影勃發後

しかし、同治三年 (嗣徳十七年) に太平天國の亂が、 鎭壓され、

兵は極積化して來る。

三年六月の條に「清帝遠く出で、助勦するに八難あるを云う」と記し、越南作戰の難點として、叢林險阻にして進退便(語) を失うこと、水土劣惡雨露毒濕にして疾疫棄損十に常に七八であること、援軍派遣の困難なこと、 八難が列擧せられている。 越南派兵が、國力の下降期に在る清朝にとり相當な難事業であることは想像に難くないところで、 醸運給し難きこと等 大南寔錄嗣德二十

Jean Dupuis が、 これ等困難を熟知の上でなされた清の派兵の目的が、太平天國軍殘黨討伐に在る事は云うまでもないが、一九七一年、 (嗣德二十七年) に、フランス・越南和平同盟條約が締結され、 中國に至る道として、メコン河に代つて紅河經由のトンキン・雲南ルートを發見し、 フランスが紅河航行權を獲得する等、 更に、同治十 フランス勢力

阮朝嗣徳帝の土匪劉策と黑旗軍

武裝デモ

ンス

トレ

]

シ ョ

ンとしての意味も附加される樣になつた。

が清越國境地帶に接近しはじめると、 清朝のフランスに對する

警戒心は

昂り、 清の越南派兵はフランスに對する一 種の

識を物語る二、三の例を擧げると、 蒙古等の維持を著しく困難にする點であるとしている。 は越南が地理的に中國に接近している點であり、二は清の外藩としての越南の解體が、 **清のフランスに對する警戒心は嗣德三十六年** 翰林院侍講學士周德潤は、 (光緒八年)頃から急速に昻まりを見せているがこの頃の清朝の危機意 上奏して越南問題の二つの重要な點を指摘しているが、 諸外國を刺戟し、

下の李楊才が却つて土匪化するというケースも生まれ、又對フランスの關係が緊迫して來ると土匪掃討は等閑に附され てしまい、社會不安に根ざす土匪のゲリラ戰を根絕することは不可能であつた。 この 又總理衙門の摺にも、「若し法人の盡く北圻を佔め、閉關自主の計を爲すが如きを待たば、(6) 様な含みをもつ清軍との會勦は、 我軍駐守の地爲らば、或は法人蠶食の虞を免れん」と献策している。 阮朝官軍單獨作戰に比して相當の成果を擧げているが、 兩廣總督張樹聲も「土匪を勦辨するを以つて名」を爲すが如きを待たば、則ち藩籬全て撤し…… 清朝派遣軍の 馮子材麾 名o とo

、民團の結成

が見られるが、 自警團としての民團を組織し家郷を守らしめ、 嗣德二十年頃より特に重視され民團組織結成の必要に就いての地方官の上奏は頻繁になつて來る。 場合によつては官軍に協力せしめるという策は、 嗣 德初年 からその 例

平順省臣の阮威・陳典・尊室説等は

諸邊省の土豪に諭して如し能く目ら資糧を出し、 親しく州民を率い、 官兵に從いて匪を勦せし者は即ち補し 知

州と爲さん事を請う。其の世襲を聽さば則ち、土目之を聞きて興起して隨わん。」

團として名冊・團號を立て團長をえらび、有事の際には隣接諸團が相互に救援し、若し遲怠するものがあれば、これ と疏言してをり、又、嗣德二十四年七月には黃佐炎が土匪對策九ケ條を上奏しているが、その中で、一總又は二總を

を處罰する樣にすれば、民は匪害を受ける事がなくなるであろうと主張している。

大分遲れて嗣德三十二年、河內撫臣阮有度が事宜八條を疏言し、土著人を利用して土勇をたてる事を論じているとこ(3)

ろを見ると民團の効果は相當高く評價されていたにも拘らず、仲々その組織化は進捗しなかつた模樣である。 しかし、嗣德帝も民團結成には相當の關心を抱いていた樣で、自ら「相友しみ、相助け以つて寇盜を遏ぐべきを求め

て、此(=團練之法)より善きは莫し」とし、北圻省臣に團結の便を諭している。 嗣徳帝の民團獎勵の具體的施策を物語るものとしては、嗣徳二十九年六月の民勇褒賞規定をあげることが出來る。

事した地域・討伐の際の功績に應じて位階を賞授し、徭税を発じている。

これは民勇の官軍に協力した者に對する褒賞の基準を定めたものであるが、召募した人數・討伐に從事した期間

從

團としての機能を果したと思われるが、この方法は、本質的に攻擊的であるよりも寧ろ防禦的性格が强かつたために土 上からの奬勵と、土著人の必要に基づいて組織された民團は、大南寔錄によれば屢々表彰されてをり或る程度は自警

ニ、土匪の被害を受けた地域に對する租税減免政策

匪掃討策としての成果は殆んど無いに等しい狀態であつたと思われる。

土匪に對する武力掃討が、どんな形であれ望み得なかつた結果として、 消極的な社會政策とも云える被害地域に對す

阮朝嗣徳帝の土匪對策と黑旗軍

る租税減免政策が併用されたのは當然の成り行きと云えよう。

1.0.1) 七九

2	_
(2
-	ン

								•		···			,,	-,,		//		113	
	36	35 10	34	34	32 9	32	32 2	29	29	29	26	26	26 3	20	20 7	20 4	" 19 11	嗣德 19 11	施行年月
	; ;	12 新化道七州(州・寧邊・順州・枚山)		3 北寧、三礦(仝和・安定・布山)	9 北寧、下游	9 北寧	2 茶雲源	10 太原、上游五縣州積年匪擾	8 屢遭匪潦、今年又被堤潰其潦民百九十二社	5 太原	10 興化經匪各縣州	6 北寧諒江・桂陽・文江三府縣	3 興化、關津三所	7 高平、匪害各社村	廣安、匪害屬客原安、匪害屬客優人	4 廣安匪害諸州縣(先安・横蒲・萬寧・堯封)	1 興化四縣(炤晉・鎭安・文盤・水尾)	海陽•廣安	施行地域
	兵税四年を寛冤す	各項稅(錢粟・金銀・硌礦)を蠲発す	一總稅を除く	鐵税を除く	身稅及び上年留缺稅を蠲減す	關稅六、七兩月十の五を 発 ず	税を蠲す	の年徴すべき税を	べきものを蠲緩し、各差有り上年の錢粟、產稅、兵額、是の夏の徵收す一	· •	冬税十の五を 蠲 す	夏の徴税を展す	關津稅十の二を減ず	兵税を蠲緩す	銀税を発ず	上年逋税を蠲す	是年並びに上年の留缺錢・粟銀稅を展す	租税を蠲展す	備考
多かし	見よい。 リカカンフルオ	ハ策でよなかつたこ相	に採用はしても好まし	ては止むを得ざる場合	のつまり、最後でもし	つごうり、 同悪行 ニン	歳入に影響を及ぼすも	この策の實行は國家の	を知る事が出來るが、	え屋ノイナオオナミと	が基々了よってここと	上の表により減免策	る。	って上に表示してみ	フェニニミニンニメ	長の例を大南寔錄に從	各種税の減発・納期延	五年までの匪害による	嗣德十九年より三十

嗣徳二十七年十二月、海陽の省臣が匪害を受けた一百二十六社村に對する蠲免を嗣徳帝に請うた上奏に對する帝の答

八〇

は、蠲免政策に對する帝の見解を良く傳えている。

ざれば、勢旣に渙散し、賊來らば何をもつて之を拒がん。或は勢猶ほ拒くべくして拒がず、。徒に坐視して以つて 入る能わざるは、最も奬むべきとなす。其の鐲すや、これ宜しきなり。若し、各々自身の家に平居して、相管顧せ 「……事あらば則ち、保守し、相固むるは、此れ人心の恃むべき所以なり。能く是の如くして民、賊に從わず、賊、

官軍を待たば、官軍來りて而して、彼己に去らん。

明日又然らん。」 最切の害と雖も、 亦其れ自ら取れ。安んぞ能く一一之を蠲さんや。况や、愚民悔勉を知らず、今日此の如ければ、

帝の憤りが感じられさえするのである。 この帝の言葉によると、自衞策を講ずることなく、ただ匪害を受けたというだけで安易に蠲免を要求する者に對する

する社會對策としての色彩が濃厚で、土匪對策としては、積極的意味は何ら有していないと云うべきであろう。 その後も、時に應じて蠲免政策はとられているが、これは寧ろ土匪對策というよりも、前述の如く、土匪對策に附隨

ホ、土匪に對する妥協策

前記の分から口までの各方式が充分に決定的な成果を擧げ得なかつたため最后に土匪に對する妥協策が採用された。 この樣な試みは越南に侵入したフランス軍によつてもなされている。 この場合、阮朝は土匪と給付・被給付の關係を樹立し、土匪をして官軍に協力せしめたのである。

即ち

富人旣に河城を取り、卽ちに兵を分ちて北のかた江を渡り、順成分府(北寧嘉林縣)を占據し、 匪黨をして

阮朝嗣徳帝の土匪對策と黑旗軍

二〇三) 八

之を守らしむ。」

と大南寔錄、 ・嗣徳二十六年十二月の條に記されているのは、その一つの證據といえよう。

後述するように、阮朝對フランスの對立關係は土匪 (||劉永福黑旗軍) 對土匪 (=黄祥英黃旗軍)の對立關係に 置換

されるようになるが、その契機は阮朝の土匪に對する妥協策に必然的に内藏されていたと云い得るであろう。 ところで、阮朝と土匪との妥協を媒介したものとして、大南寔錄の擧げているところをみると、①位階の賞與 2

米の支給 ③分挿の許可 ④經濟的特權の附與等の例がある。

勿論、これ等の幾つかが組合わされて支給される場合も多かつたのである。

その各々について多くの例を列撃するのも繁雜であるから、代表的な例二、三をあげて説明は省略したいと思う。

- 1 位階の賞與の例
- \bigcirc \bigcirc 嗣德二十一年…… 百戸を賞す」 劉永福、 **團勇を率いて官軍に從い、** 匪猫を勦し、 屢々戰功を立つ。督臣陳評、 三次勝仗す。 宣光省臣潘文述以聞し、九品。・・ 疏 して其の
- 前。
- 渠黃文英・馬建興相率いて歸順す。山西省陳平を賞して一級を加う。」 權りに管奇に充てらる。己にして匪。
- 2 錢米の支給の例
-)嗣德二十一年……「北邊の諸降匪に公本銀を給す。」(%)

- ○嗣徳二十五年……「淸の降匪農秀業・黃文英の二團銀三千兩を借り、 以つて軍費に備えんことを乞う。 帝日

- 地o を 擇o
- (3) 分挿の許可の例
- 嗣德二十年……「知止蘇 向善黄仝二團丁を諒轄閒曠の處に分挿し、向善黄仝二團丁を諒轄閒曠の處に分挿し、 牛o 耕o 田器及び公本錢を給す……」
- 4 經濟的特權の附與の 例
- 〇嗣德二十一年……「宣光團勇劉永福、 開礦を乞う」
- 嗣 めん事を請う。……帝皆之を許す。」 ·德二十七年…… 「太原布政使武輝瑞奏言し……該等(趙葩丹二團を指す)に同姥・卯支・北শの三關稅を管領せし「太原布政使武輝瑞奏言し……該等(淸の降匪周祥麟)に同姥・卯支・北শの三關稅を管領せし

機をみては掠奪に從うという叛服常ない狀態を繰り返えしていたのであつて、 以上の諸例に見られる如く、阮朝の弱體を看破していた土匪は歸順や協勦の口實のもとに種々の反對給付を要求し、 かかる例は大南寔錄に多くみられるので

そのために、 土匪からの歸順申し出しが地方官經由で帝に取次がれた際、 その歸順が眞實のものであるかどうかと云

う事が屢々問題になつてい るのは當然のことであつて、 ある。

「眞心向首」・「歸順祭屬眞心」という文字が頻出する所以である。

阮朝嗣 徳帝の土匪對策と黑旗軍

(三〇五)

この策は、後の劉永福の例に見られる如く一部において成功をみたことは否めないであろう。

きものとなさしむるなかれ」と懸念している通り、この策は多くの危險性を孕んでをり、事實、事態は帝の懸念を裏付 しかし、 嗣德帝自ら「蠻を以つて、蠻を攻むるは一要著なり。……但し、野性馴らし難く、過望して、轉じて制し難(33)

る事は云うまでもない事であろう。 阮朝と劉永福の結びつく契機を、 「蠻を以つて蠻を攻むる」ことを目的とした嗣德帝の土匪に對する妥協策に求めう

ける結果になつたのである。

討

- 1 が、(頁二四一)同書において、淸越國境地帶の人口の移動に關する記述はない。 る。著者は太平天國亂を通じて、二千萬から三千萬の人口減少を推定している。尙本文中に引用した統計は、同書第四〇表による Ping-ti Ho; Studies on the Population of China 1959 太平天國亂中の人口統計を扱つた部分は p. 236~p. 247 であ
- (a) Ibid. p. 237
- 3 分四厘、米三升七合、今廣東地味當優于廣西、而賦額僅及三分之一とあるによつても、その一端が伺がわれる。 廣西に對する田賦の過重であつたことは、清朝續文献通考卷四、 田賦に廣東下等田賦額八厘一毫、米六合五勺、廣西下等田爲二
- (4) 大南寔錄四紀六卷(以下寔錄と稱す)
- (5) 寔錄四紀六卷
- (9) 寔錄四紀四十卷夏四月の條
- (7) 寔錄四紀六十四卷陳文璞の上奏
- (8) 寔錄四紀四十二卷
- (9) 寔錄四紀五十四卷
- 10) 寔錄四紀六十卷

- $\widehat{11}$ 賭博嚴禁令が出されている。 六年六月(四紀四十八卷)には酒、賭博、アヘン娼妓の弊が帝によりいましめられてをり、同二十八年七月(四紀五十四卷)には 酒、賭博、アヘン等の弊害は寔錄の記事によつても甚しかつた模樣でアヘンを吸飮して處罰された官吏の例も見られ、 嗣德二十
- $\widehat{12}$ 寔錄四紀四卷、嗣德二年春正月、清地の股匪黃威吉等は阮朝官軍に捕えられ欽州に咨交されている。
- (13) 寔錄四紀四十二卷の註記
- (14) 請保藩封以安中夏摺 光緒七年 中法交涉史料 (中國近代史資科叢刊「中)
- **15** 總理各國事務衙門奏法越兵端已起亟宜通籌邊備摺 光緒八年三月二十五日光緒中法交涉史料 (叢刊卷五、一〇三頁)
- 16 署直隷總督兩廣總督張樹聲覆陳通籌邊備摺 光緒八年四月十二日發(叢刊卷五、一一一頁)
- (17) 寔錄四紀四十四卷嗣德二十四年五月の條
- (18) 寔錄四紀四十五卷
- (19) 寔錄四紀六十二卷嗣德三十二年十一月の條
- (20) 寔錄四紀五十三卷嗣德二十八年三月の條
- (21) 寔錄四紀五十二卷
- (22) 寔錄四紀四十九卷
- (33) 寔錄四紀三十八卷夏四月の條
- (24) 寔錄四紀四十四卷四月の條
- (25) 寔錄四紀四十四卷六月の條
- (26) 寔四紀三十九年十一月の條
- (27) 寔錄四紀四十七卷十二月の條
- (28) 寔錄四紀四十八卷四月の條
- 29) 寔錄四紀六十二卷

阮朝嗣徳帝の土匪對策と黑旗軍

- (30) 寔錄四紀三十七条
- (31) 寔錄四紀三十八卷二月の條
- (32) 寔錄四紀五十一卷
- (33) 寔錄四紀四十三卷嗣德二十三年八月の條

Ξ

如く、この劉 土匪對策の弱點に乘じ、苗族討伐によつて、阮朝に結びつこうとする劉永福の意圖が知られる。事實前章ホの①の例の 在り」と述べ、更に、入越後は「機に隨い、(1) 南皇帝の軍隊が、屢々そのために敗北を喫している狀態を指摘して、「(入越の)意は、越王のために苗徭を攻撃するに (永福の入越は同治四年 (嗣徳十八年)の事で、 永福の意圖は、完全に奏功し、その後次第に兩者の關係は深化される事になるのである。 變に應ずるのみ」であると附け加えている事は注意さるべきで、 「劉永福歷史草」によると、彼は北圻が白苗徭人により蹂躪され、 嗣德帝の

入越後の劉永福は紅河に沿う、商業上の要地、老開 (=保勝)を根據地とするようになる。

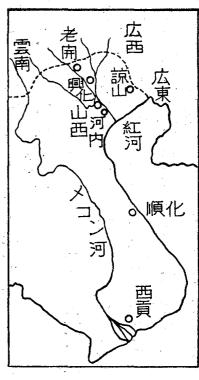
この地は、 雲南・トンキンルートの要地であつたため、嘗つて、共に吳鯤の配下で、後に獨立した黃旗軍の首領

祥英と激しい主導權爭いが演じられたのである。

この兩者の對立は、その後も永く續くのである。

阮朝では、この土匪間の對立を利用し、黑旗軍と結んで黃旗軍を打倒せんと計つた。

守と稱し。Dupuisと會見はしていないが、黃旗軍は彼に好意的であつたらしい。 八七一年、 紅河を探險した、Jean Dupuis は探險中に、 黑旗軍と黃旗軍の兩陣營を訪問してをり一 ――その著書の中に、 兩軍について は 留



の次の記述がある。

永福が、この町を所有した。

「一八六八年の末頃、老開を占領したのち、

黑旗軍の指揮者劉

をえらんだ。

そして、黃旗軍の指揮者黃祥英は、

彼の住地に、

白河に臨む河陽

所をたてた。………黑旗軍については、彼等は不當な徴税によつて知られていた。彼等は凡ゆる種類の人々、 黃旗軍は、彼等の歸化した國で山地住民と仲よく暮そ うとつと め、山賊に荒されることから彼等を守るために山地民族の間に哨 大部

Dupuis は更に、兩者の對立を次のようにのべている。

分は海賊、もしくは山賊で、原住民の間に恐怖をまきおこす人々を募招していた。」

通を遮斷するために 黃は老開を攻擊したが、これを武力で占據する事が出來なかつた。そこで、彼は、黑旗軍とトンキンとの間の全交 指揮者の間で分配さるべきであつた。しかし、老開の收入は河陽の收入より遙かに良かつたので劉永福は、 自分のものにすることを望み、もはや精算することを望まなかつた。問題は、忽ち二人の指揮者の間で尖鋭化し、 「黑旗軍と黃旗軍は長く友好的ではなかつた。紅河と白河に臨んで建てられた稅關の收入は、原則として二人の Touen-hia に野營地を設け、彼等の收入を斷つた。」 總てを

黃 • 黑兩旗軍の對立した原因は、この Dupuis の觀察通り老開の收入の歸屬問題に在り、このことは歷史草に述べ

阮朝嗣徳帝の土匪對策と黑旗軍

るところと一致している。

(二〇九) 八七

更に Dupuis によれば、この對立の結果、 黑旗軍は越南人に共同して黃旗軍を討伐する事を申し出たのである。

めん事を決定していたにも拘らず、嗣德二十三年、興化布政使阮輝玘・按察使尹達が、 阮朝側は、嗣徳二十二年(一八六九年)、陳廷肅・阮廷詩等の奏言により、清將馮子材と謀つて、黑旗軍を中國に囘ら(4)

「團目劉永福、唐(―中國)に囘りて誅せられんことを懼れ、保勝に留りて生を營まんことを請い、尋いで復た官

軍に從いて勦匪せんことを請う。」

ている。 と奏上するや、嗣徳帝は旣定方針を改め、特に、黃旗軍と對立關係にあることから、適度にこれを利用する事を諭し

上、黃佐炎を中心として展開する樣になると更に密接度を増してきた。 この阮朝と劉永福の關係は、嗣德二十三年に黃佐炎が、諒平寧太總督軍務大臣に任ぜられ、 北圻の土匪對策が、 事實

大南寔錄に

「徐普義(=Dupuis)、船駛して興化上游に往き、暗に英匪(黃祥英)と通ず。」

とあり、更に又、歴史草に

「盤輪四(=黃祥英)斯の時(=嗣德二十五年)己に法國と暗々氣を通じ、聯絡し、以つて黑旗を抵制せんとす。」

と指摘しているところからみると、黃旗軍と Dupuis との友好關係は、フランスの北圻侵入を妨害しようとしてい

た阮朝と黑旗軍の提携を益々强化する結果となつたのである。

ると断言している。 この黃佐炎と劉永福の密接な關係は、 ――この兩者の關係を分斷すべく種々の方策を試みているのである。 Dupuis の眼にも明らかであり、 彼は黃 佐炎を「黑旗軍の組織者」 であ

ると主張している。 し、そのことが、とりも直さずフランスに對する反抗分子を掃討することになり、東京地方を意のままにする所以であ 彼は、フランス海軍大尉 Francis Garnier に對しては、黃佐炎の本據、山西を攻め、黃佐炎を捕えることを献策

又、 Dupuis は、黑旗軍に對しても直接働きかけ、

「黑旗軍が、若し我々に對して何の害もなさないならば、我々も黑旗軍に對して何もしないであろう。又、Garnier 黑旗軍が、安南人の問題に、何等かの方法で介入しない限り黑旗軍を攻撃しないであろう。」

という威嚇まじりの警告を發している。

與えるかということを悟つていた劉永福は、この警告を全く無視してしまつたのである。 しかし、黃旗軍と結んでいるフランス勢力の紅河支配が、直接保勝に本據をすえている黑旗軍に如何に大きな打撃を

ら劉永福を保勝から他に移動せしめんとする一部廷臣の動きに反對する等、劉永福の保勝保持のために努力している。 禁商」の令を弛めん事を奏請して劉永福に對する補給の途を考慮している。又、嗣德三十年には、フランスへの思惑か(3) 一方、黃佐炎は、黑旗軍のために兵員軍糧を負擔し、嗣德二十七年八月には、匪黨に對する經濟封鎖とも云うべき「封江(党) 劉永福も黃佐炎の命令により黃祥英を討ち、土匪李揚才等の討伐に從事して黃佐炎の北圻對策に協力している。

この共通の必要に基づいた黃佐炎と劉永福の協力關係は、歷史草によれば、嗣德二十六年、黑旗軍が、河內で Garnier

を攻撃した頃より、次第にくずれてきたようである。

これは、劉永福の恩賞に對する不満を契機として始まつたのである。劉永福は、恩賞の乏しいのは黃佐炎の怠慢によ

ると考えた。

阮朝嗣德帝の土匪對策と黑旗軍

(11.11) 八九

彼は、黃佐炎に對し「獎賞と否とは天恩より出ずると雖も、保奏の權は操りて督統に在り。故に百數十戰して、

て未だ保奏せるを聞かず。是れ、何ぞ解説せんや」と難詰している。

て聞せず。永福之を銜む」とある。 清史稿にも「黃佐炎なるものあり、越の駙馬にして大學士なるを以つて師を督す。永福しばしば戰功を著わすも匿し

この兩者間の感情の齟齬は、寔錄には記されていない。

が、直接表面化して來たのではないかと考えられる。 從事することを避けた事、黃守忠等の配下を代理として派遣した事等を傳えているからこの頃から黃佐炎に對する不満 しかし、嗣德三十三年五月、十二月、翌三十四年正月の記事は、劉永福が勦匪の命を受けながら病に籍口して勦匪(st) (st)

うけて越南に派遣されるに及んで事態は更に一轉機を迎えたのである。 (8) 嗣德二十八年に黑旗軍の宿敵黃祥英が生擒にされたことも、阮朝との關係を疏遠にする一因であつたかも知れぬ。 嗣德三十八年、清朝内部に、黑旗軍を利用してフランスに對抗しようという論者が抬頭し、唐景崧が、その意を

ない事を訴え、唐景崧に越南に留り、劉永福を支配してもらいたいという意志表示をしてをり唐景崧も日記に「是の時、 越將專ら淵亭(劉永福)を恃み余に邊に在りて、之を左右せんことを欲す」と書き留めている。 黃佐炎と唐景崧の交渉經過は、請纓日記に詳しいが、この兩者の會談において、黃佐炎は、 劉永福が阮朝の命を受け

つたし、劉永福も既に黃佐炎との間に齟齬を來たしていたので、黃佐炎のこの計畫は畫餅に歸した。 結局黃佐炎の意圖が、黃佐炎―唐景崧―劉永福という新らしい指揮系統の對立に在つたことは明らかである。 しかし、唐景崧の意圖は黑旗軍と黃佐炎の間を調停することではなく、 黒旗軍を清朝のために抗佛に向わせる事であ

ランス海軍大佐 Henri Rivière の軍を敗り、 一方、劉永福は、唐景崧の意見を受け容れ、その案に隨つて抗佛を決意し、 Rivière を戦死せしめた。 嗣德三十六年五月には河内を攻撃し、 フ

本軍に抵抗する時――まで續くのである。 その後、唐景崧と劉永福の關係は益々、親密の度を加え、一八九五年---臺灣に渡り、共に臺灣割譲に反對して、 日

驅となつたのである。 益々遠ざかり、一八八四年、 これに反して、阮朝との關係は、 清佛戰爭が勃發するや、黑旗軍は阮朝の支配を離れて、清朝正規軍に編入され、抗佛の先 嗣徳帝が嗣徳三十六年に死去し、その後、阮朝内部の混亂が續いたことと相俟つて

紅缸

と異るものではなかつた。 嗣 一徳帝の土匪對策が、阮朝と黑旗軍を結ぶ重要な契機をなしたのであるが、その媒介をなしたものは他の土匪の場合

が、この樣な、中國史學界の一部の劉永福及び黑旗軍に對する評價は、必ずしも事實に基く公正なる評價であるという 黑旗軍の抗佛戰爭が中越兩國人民の利益を代表していたからである。この戰爭が、祖國防衞のために侵略に反抗して戰 であつて、これは歴史上の皮肉とも稱すべきであろう。牟安世は「黑旗軍が屢々スランス侵略者に勝利を得た理由(※) われたものだからである。彼が進行したのは、正義の戰爭であり、それ故に人民の支持を得たのである。」と云つている れ等の幾つかの要因が遂には、無名の土匪の集團にすぎなかつた黑旗軍をして清佛戰爭中に主要な役割を演ぜしめたの しかし劉永福が保勝に本據を定めていたこと、又、ほぼ同じ頃にフランスの勢力が、この地に迫つたということ、こ異るものではたかった

院朝嗣徳帝の土匪對策と黑旗軍

五二三 九一

ことは、 出來ないであろう。

註

- 1 劉永福歷史草中正書局民國四十六年頁六十五
- (α) Le Tonkin de 1872 á 1886…Histoire et Politique.
- 3 Ibid. p. 45.

Paris, 1910. pp. 44~45.

- 4 四紀四十一卷十月
- 5 四紀四十三卷八月
- 6 寔錄四紀四十九卷嗣徳二十六年六月の條
- 7 歷史草一二六頁
- (8) Dupuis の前掲書によつても、黃旗軍との友好關係を裏 付ける記述がある。これによると Dupuis は、黃旗軍が、 取りなしてをり、又、相互に物品の交換等をしている。 處罰されることなく、中國に歸還出來る樣に雲南の官吏に
- 9 Ibid. p. 563.
- (9) Ibid. pp. 171~172
- $\widehat{11}$ Ibid. p. 183.
- 歴史草一一八・一一九・一二六頁
- **寔錄四紀五十一卷**

- **寔錄四紀五十七卷**
- **15** る議論が詳述されている。 歴史草一五九~一六〇頁に黃佐炎と劉永福の恩賞をめぐ
- <u>16</u> 清史稿列傳二百五十
- <u>17</u> 寔錄四紀六十三卷
- 18 **寔錄四紀六十四卷**
- 19 寔錄四紀六十五卷
- 20 民國二十四年に詳しい。 この間の清朝内部の動きは邵循正「中法越南關係始末」
- 21 請纓日記卷二
- 牟安世「中法戰爭」一九五五年三十五頁

(本稿は昭和三十五年度文部省科學研究費による綜合研究の

部である)